



教職員の皆様へ

～産業医の業務についてのご案内～



1. 産業医とは

(1) 健康相談について

心身の状態等について気になることや健康診断の結果で気になること等を相談できます。

ただし、産業医は各疾患の専門医ではありませんので、必要に応じて他の専門医療機関を紹介します。

(2) 月に 80 時間以上の超過勤務をしている教職員の面談について

長時間の残業は、心身への悪影響が生じるとされています。超過勤務時間が 1 か月あたり 80 時間を超える教職員が面談を希望する場合は産業医による面談を実施します。

この面談を通して、必要に応じて本人同意のうえ、事業主(法人)へ産業医の立場から意見を述べます。

(3) 産業医からの意見書について

教職員への面談の結果、健康を保持するため必要があると認められるときは、事業主(法人)に対し、教職員の健康管理等について必要な報告をすることができます。基本的に面談者の同意を取ったうえで報告をしますが、健康悪化の恐れがある場合等については倫理上の観点から報告する場合がございます。

※プライバシーには最大限配慮しています。お気軽にご相談ください。

2. 職場巡視及び安全衛生委員会への出席

産業医は月1回職場巡視し、快適に業務ができる環境であるか確認し、業務方法や、衛生状態に有害の恐れがあるときに必要に応じて安全衛生委員会などで報告し、改善措置を検討します。

この安全衛生委員会で教職員がより安全・快適に仕事ができるために意見を調査審議し、事業主(法人)に意見を述べます。

3. 産業医との連絡方法について

所属の窓口にお問い合わせください。相談日、担当スタッフなどのご希望をおうかがいします。

✽金沢八景・鶴見・舞岡キャンパス

金沢八景キャンパス保健管理センター キャンパス相談(学生・教職員)

✽附属病院・福浦キャンパス

健康管理室(教職員)

✽市民総合医療センター

健康管理室(教職員)

窓口一覧はこちら <https://www.yokohama-cu.ac.jp/health/access/contactus.html>